

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和 7 年 1 月 9 日（木）

杉 並 区 議 会

目 次

議会運営委員会理事会の会議記録について	3
予算特別委員会について	3
(1) 設置及び構成について	3
(2) 正副委員長の選出について	3
(3) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について	4
(4) 資料請求について	8
令和7年第1回定例会の日程について	9
議会費に係る令和6年度一般会計補正予算について	10
政務活動費ファイルの提出について	10
意見書・決議の議案提出手続きについて	11
申し送り事項について	23

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

日 時	令和7年1月9日（木）				午前9時29分～午前10時56分			
場 所	第3・4委員会室							
出席理事 （7名）	理 事	脇 坂	たつや	理 事	矢 口	やすゆき		
	理 事	山 田	耕 平	理 事	ひわき	岳		
	理 事	川原口	宏 之	理 事	安 斉	あきら		
	理 事	松 本	みつひろ					
欠 席 理 事	（なし）							
理事以外の 出席議員	議 長	井 口	かづ子	副 議 長	おおつき	城 一		
出席理事者	（なし）							
事務局職員	事 務 局 長	森	雅 之	事 務 局 次 長	村 野	貴 弘		
	庶 務 係 長	田 口	昌 実	議 会 法 務 長	武 士	清 亮		
	調査担当係長	武 原	進 悟	議 事 係 長	蓑 輪	悦 男		
	担 当 書 記	橘 川	敦 江					

(午前 9時29分 開会)

脇坂理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

《議会運営委員会理事会の会議記録について》

脇坂理事 初めに、議会運営委員会理事会の会議記録ですが、12月9日の1回目、12月9日の2回目、12月18日の3回分について、事前に各理事にお送りしていますが、この内容で御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、御承認いただきましたので、本日から公開の扱いといたします。

《予算特別委員会について》

(1) 設置及び構成について

脇坂理事 次に、予算特別委員会についてです。

まず、設置及び構成について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 令和7年第1回定例会において、令和7年度当初予算の議案が区長から提出される見込みのため、昨年同様、予算特別委員会を設置することとし、構成員は議員全員としてはいかがでしょうか。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、予算特別委員会の設置及び構成については、説明のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、そのようにいたします。

(2) 正副委員長の選出について

脇坂理事 続いて、正副委員長の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 正副委員長の選出は、申合せにより、委員長は議長会派から、副委員長は副議長会派から選出しています。これでよろしければ、個名を1月31日金曜までに事務局にお知らせいただければと思います。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、正副委員長の選出については説明のとおりとします。維無と公明の各会派は1月31日までに事務局に個名をお知らせいただくようお願いをいたします。

(3) 審査方法・日程及び質疑持ち時間について

脇坂理事 続いて、審査方法・日程及び質疑持ち時間について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料1を御覧ください。令和7年予算特別委員会の審査方法についてでございます。

内容は昨年と同様の内容としています。

審査期間は、正副委員長の互選及び各会派の意見開陳に要する2日間を除き8日間、審査区分は、資料記載の表のとおり4つのブロックに分け、議員1人当たりの各ブロック質疑持ち時間は6分とし、審査順序、審査時間、裏面の質疑持ち時間については記載のとおりでございます。

資料2枚目は、以上を踏まえて作成した日程（案）でございます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 私自身は、今ちょっと進行している立場ではありますが、ここで1つ皆さんに御提案を申し上げたいと思います。

予算特別委員会につきましては、決算特別委員会と違いまして、皆様御承知のとおり、総括という場がありません。代わりに歳入とその他職員費等がありますけれども、そういったことを第1回目のパートで審査をするという時間帯になっています。これは実は私が以前にも幹事長をやっていた時代から問題提起をずっとしてきましたけれども、俗に言う款違いというものがなかなか改善されないというような状況にございます。質疑を聞いていると、歳入の話をしなければいけないのに、実質はその歳出の使い方の中身について質問をしているケースがあったりですとか、こういったことというものの改善をしっかりとってほしいということを求めてきましたけれども、なかなか実態として動きがなかったというような状況でございますし、この点については皆さんも同じような共通の認識をお持ちではないかというふうに考えます。

そこで、1つ提案なんですけれども、全体の予算特別委員会の8日間の枠というものは変えないで、例えばですが、歳入の時間を1人6分としているものを3分に減らした

上で、残りの3分間を、2回目、3回目、4回目のパートに1分ずつ増やして、そちらのほうは1人当たりの持ち時間を7分にしていくというのはどうなのかなというふうに考えてみました。それであれば、先ほども申し上げましたように、8日間の予算特別委員会の中で終わることもありますし、実際に歳入の質問につきましても、恐らく私の想像するに、やっぱり歳入の質問だけに限ってやるということが、それぞれの各委員のハードルになっていたんだと思いますので、その時間が短くなって、公式にオフィシャルな形でほかの款の部分でそれぞれの歳出についての質問をすることができるというような形であれば、ほかの委員の皆さんも質問をしやすいのではないのかなというふうに考えたところでございます。これはあくまでも提案なので、実際問題、こういった形になるかというものは、この後の各理事の御意見をお聞かせいただいてから決定していけばいいというふうに思いますけれども、こういった提案について一度ちょっと皆さんで受け止めて、今のこの会議の中で御意見をいただけたらいいかなというふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

山田理事 ずっとかねてから款違いという問題が発生していましたので、それを物理的にどう解消するのかという点でいうと、御提案としては一番いいのかなというふうに思っています。総括的なものを入れるべきではないかというような意見もあったとは思いますが、それはそれでなかなか課題があるというような話もあったので、時間調整で乗り切るというのは、私としては賛成できるかなというふうに思っています。

脇坂理事 総括的な部分というのは、代表質問というものが、特に予算審議の場合は決算と違って枠組みとして確立されているので、そうしたことも含めて、時間調整は可能かなというふうに考えて提案をしています。

川原口理事 おっしゃるとおり、この歳入の款では、トップバッターの自民さんがもう全部やってくれるというか、残ったところを探すのが大変、何とか国や都の支出金による歳入に絡めて、結局は支出についての質問になってしまうというちょっと苦し紛れの款違いみたいなものも、どうしても発生してしまうというのはあったのかなというふうに思っていますし、本当に歳入だけについて質問するということであれば、公債費とか、諸支出金とか、予備費とかありますけれども、それも含めて、それだけを質問するということであれば1人6分間は要らないと思うし、むしろそれを減らして、減らした分をほかの款に回すというのは、効率的なのかなというふうには思います。

松本（み）理事 御提案ありがとうございます。賛成です。

ひわき理事 私も御提案を聞いていて、合理的というか、現状に沿った形で時間のほうで区切ってしまうということで、その分、歳出の質問もしっかりできるという形にもなる

ので、1つの案としてはよいのではないかなというふうに受け止めました。

安斉理事 みんな言ったので、言わないといけないなと思ったんですけども、基本的には賛同できるのかなと私は思っています。ただ、会派に持ち帰らないと、コンセンサスを取らないで、ここだけで決めるというのはちょっと乱暴過ぎますので、持ち帰らせていただいて、日程等はお任せしますけれども、多分今度の予算委員会からということなので、時間をかけずにやらないといけないんですけども、一旦持ち帰らせていただきたいというふうに思います。

脇坂理事 分かりました。安斉理事の御発言ももつともで、また少数会派にも意見を聞くということもプロセスとして大事だというふうに思っていますので、1度持ち帰りをお願いしたいというふうには思っていますけれども、冒頭私が申し上げましたとおり、この提案というのは、同じ日程の枠組みの中での持ち時間の変更という形に、配分の変更ということになりますので、今の段階で決定しておきたいことは、予算特別委員会の審査期間と審査区分については、先ほどの事務局の説明のとおりといたしまして、質疑持ち時間及びブロックごとの日程については引き続き協議すると、この点については現段階で決定をしておきたいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、そのようにいたします。

川原口理事 この件について持ち帰って検討するに当たって、ちょっと気になるのは、最初の款は自民党さんがいつもやるじゃないですか。それが持ち時間が短くなるわけですよ。その次の款から自民党さんが一番最後になるわけですよ。そのやり方がいいのかどうかということも含めて、ちょっと検討したほうがいいのかなという感じはしています。一応言っておきます。

以上です。

脇坂理事 御提案、御配慮もありがとうございます。その点も私たちも会派の中でしっかりと、私は今回、あくまで個人としての提案だったので、もう一度会派としてもこの点についてはしっかり議論をして……。

事務局にちょっと確認したいんですけども、16日にも理事会があると思いますが、この点についてもテーマとしてしまってよろしいでしょうか。31日の前という意味です。

事務局次長 16日は15分ぐらいしか時間は取っていないんです。31日だと時間はあるんですけども、16日もやろうと思えば、できなくはないと思います。

脇坂理事 この点については時間がない話で、なるべく早く決めたほうがいいと思いまし

たので、16日の議題という形で、この1週間の中で、1度各会派でお持ち帰りをいただきたいと思いますので、事務局も調整をお願いしたいと思います。

事務局次長 かしこまりました。

井口議長 さっきの歳入3分、非常に私も賛成ですけれども、時間制限をしても款違いした質問をする人って多々あると思うんですよね。ですから、議員全員にこれを徹底していくのが私はまず第一歩じゃないかと思います。

脇坂理事 発言、そのとおりだというふうに思っております。改めて予算特別委員長に対しても、その発言というものは、私自身も議運委員長の立場でお伝えをしたいというふうに思います。

安斉理事 川原口理事の発言を聞いてちょっと思ったんですけれども、確かに自民党さんが後ろに行くということになるので、自民党さんからすると、多分本意じゃないのかなという部分もあると思うんです。そのときの代替案としてどんなものが考えられるのかというのは、私はさっと浮かばなかったんですけれども、何かあるんですか。会派に持ち帰るにしても、その辺もある程度クリアにしておかないと、なかなか難しい話なのかなと思ったんですけれども、どうなんですか。皆さん、何か案があるのかなと思ってちょっと聞いていたんですけれども。このままでいっちゃうと、3分に減らして、その打順は変わらないという感じでいっちゃうのかなというふうに私は逆に危惧したんですけれども、どうなのかなというところを、じゃないと、会派に持ち帰っても、ただ時間だけが少なくなっただけで、打順は変わりありませんよという結末になっちゃうのかなみたいな、川原口理事が危惧した内容が担保されないというか、いい方向に行かないんじゃないかなと思っちゃうんだけれども、どうなのかなと思って、ちょっと質問してみました。

山田理事 第1ブロックが思いっきり時間が減るということですよ、持ち時間も。だから、第2ブロックから改めてスタートし直せばいいんじゃないですかと思うんですけれども。

川原口理事 それか、最初に自民党さんがやって、次の款は自民党さんが2番手になるという方式、次は共産党さんが1番手になるという方式ですか。今まで一番下に行っていたのを、1個下がるような方式というのがありますよね。分かりますか。

脇坂理事 今の山田理事の御提案は、1回目と2回目を同じ順番にして、3回目以降で今までどおりに戻していくというような提案だったというふうに思っていますし、私自身はこの3分にしようという提案がベストなものだとも思ってやっているわけではなくて、あくまでもスムーズな議会運営であったり、また内容の濃い議論をしっかりとしていきたいですとか、款違いをしっかりと減らしていく、そういったための1つのたたき台として

の提案になりますので、そういったことも含めて、また16日のときに御意見をいただけて最終的にまとめていけたらというふうに思っております。

おおつき副議長 今までの皆様の議論を伺っていて、特にこれまでは大きく4つの分野があって、最初が第1会派、今の議会でいえば、次が共産党さん、立憲さん、そして公明党というふうになりますけれども、いわゆるその分野のトップバッターで最初に質問ができるというのはいろんな価値があると思います。ですよね。特に4番手の方が、先ほど2番手が1番になってしまうと、4番手の方のトップバッターがなくなるという形になりますから、そこはそれぞれの会派、お考えが当然発生すると思います。特に今回、議運の委員長から御提案が、自民党さん御出身のところですから、今までのやり方という、もしかしたら、実は自民党さんが一番割を食う形になるので、自民党さんの中で特に議論をもんでいただいて、この次のときにお持ちいただくことも必要かなということとはちょっと申し添えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

脇坂理事 御配慮いただきましてありがとうございます。

(4) 資料請求について

脇坂理事 では、次に進みたいと思います。では続けて、資料請求について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料2を御覧ください。予算特別委員会の資料請求について（案）でございます。

これまでL o G oフォームによる請求を試行的に導入していましたが、今回から本格的に実施させていただきます。また、L o G oフォームに請求内容を直接入力できるフォームを準備しました。このフォームを活用する場合には、請求書の作成が不要となります。

それでは、期限、方法など、確認のため、資料に沿って説明をさせていただきます。資料請求の提出方法は、メール、紙、L o G oフォームによる請求とします。同じ案件をメール、紙、L o G oフォームで重複して請求しないようにお願いいたします。受付開始は2月3日月曜午後1時からとし、提出期限はメール、紙、L o G oフォーム共に2月12日水曜午後1時まで。L o G oフォームによる提出の場合は、指定されたURLへアクセスいただき、記入済みの資料請求書をアップロードしていただく方法か、L o G oフォーム上に準備したフォームに直接請求内容を入力していただく方法となります。提出の最終日は2月12日ですが、1定の初日で、カウンターに傍聴者も来庁されるため、積極的にメールやL o G oフォームを活用していただければと思います。

資料請求書の原稿は、1月31日金曜日にLINE WORKSに掲載する方法で配付します。今回からメール配信は省略させていただきます。また、参考として、修正等があった前回の請求書をLINE WORKSで配付いたします。

ここからは事務局のお願いになりますが、改めて請求内容の精査をお願いいたします。また、請求内容は疑義が生じないように、明確かつ具体的に請求をお願いするとともに、理事者の資料作成の期間が設けられるよう、可能な限り早期の提出をお願いいたします。

スケジュール案は裏面のとおりでございます。以上の内容を会派で共有いただきますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、説明のとおりですので、よろしくお願いします。

《令和7年第1回定例会の日程について》

脇坂理事 次に、令和7年第1回定例会の日程（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料3を御覧ください。令和7年第1回定例会日程（案）でございます。

2月12日から3月19日まで、会期は36日間。2月12日水曜、初日は午前10時開会、予算編成方針説明、代表質問。なお、2月14日金曜は、予定で代表質問を入れていますが、代表質問の時間の見通しや一般質問の人数により変更となる可能性があります。2月19日水曜、中日は、本会議終了後、予算特別委員会の正副委員長互選。2月20日木曜から3月5日水曜まで、常任委員会並びに特別委員会を1日1委員会として開催。3月6日木曜から予算特別委員会を開催。3月18日火曜、議場において予算特別委員会の意見開陳。3月19日水曜午後1時から本会議において議案上程、議決。

以上の日程を提案させていただきます。

なお、日程（案）については、本日の議運で承認された後、ホームページ等で周知する予定でございます。

また、日程（案）にはございませんが、1月31日金曜午前10時から議運理事会を開催し、当初予算の説明が行われる予定です。また、2月3日月曜午前10時から議運を開催予定です。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、第1回定例会の日程（案）については、この後開催の議会運営委員会に諮ることといたします。

《議会費に係る令和6年度一般会計補正予算について》

脇坂理事 次に、議会費に係る令和6年度一般会計補正予算について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料4を御覧ください。令和6年度一般会計補正予算に係る資料でございます。

例年、1定の最終補正予算において、予算残額が見込める予算について減額補正をしています。

議会費に関わる予算では、行政視察旅費、交流自治体訪問旅費として議員分500万円の減額を見込んでいます。この内容で1定の補正予算において計上を予定しています。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

《政務活動費ファイルの提出について》

脇坂理事 次に、政務活動費ファイルの提出について、事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料はございません。政務活動費について、12月分までのファイルの締切りが明日、1月10日金曜となっています。既に提出いただいている方もいらっしゃいますが、今年度まだ1度も提出いただけていない方もいます。1年間分の書類を年度末、あるいは4月に入ってから初めて提出となると、5月の公開まで短期間で確認を行わなければならない、事務局職員の負担が増大してしまうため、職員のワーク・ライフ・バランスの観点から提出期限の遵守に御協力をお願いいたします。本日時点で今年度1度も提出がない議員は15名でございます。

なお、昨年度と同様、今年度分のファイルの最終提出締切日を4月3日木曜とし、締切日を過ぎて提出された方については、事務局による点検をせずに、そのまま交付額の確定、書類の公開とする予定ですので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

以上の内容を会派所属議員への周知をお願いいたします。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

井口議長 政務活動費のファイルの提出ですけれども、私はいつも遅くまでいるときに、事務局の方が何人か残っているの、どうしたのと聞くと、皆さん遅いので、残業しているんですって。だから、皆さん協力してあげていただかないと、残業代もかさみますので、いつも提出しない人というのは、見ていると、いつも同じ人なんです。ですから、協力していただきたいということを各会派の皆さん、お知らせしていただければと思います。

脇坂理事 それでは、ただいま説明のとおり御協力をお願いいたします。また、会派所属議員への周知もお願いをいたします。

まだ議題の途中ですけれども、それでは、ここで暫時休憩といたします。

(午前 9時52分 休憩)

(午前10時04分 開議)

脇坂理事 休憩前に引き続き、議会運営委員会理事会を再開いたします。

《意見書・決議の議案提出手続きについて》

脇坂理事 それでは次に、意見書・決議の議案提出手続きについてです。このことに関しては、12月9日の2回目の理事会において御議論いただき、今後の在り方について1度会派に持ち帰ることになっていました。前回資料がありませんでしたので、改めて現行の手續等について事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料5を御覧ください。意見書・決議の議案提出手續についてまとめたものでございます。

最初に、1は、意見書・決議の議案提出に関する規定について、現行の会議規則及び地方自治法から本件に該当する部分を抜粋しています。杉並区議会では、会議規則第12条において、「議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署して、あらかじめ議長に提出しなければならない。」と定めています。この法第112条第2項とは、「前項の規定により議案を提出するに当たっては、議員の定数の十二分の一以上の者の賛成がなければならない。」というものであり、ここでいう「前項の規定」とは、「議員は、議会の議決すべき事件につき、議会に議案を提出することができる。」という規定でございます。行政実例では、議会の議決すべき事件には、意見書や決議など議会としての機関意思の決定は含まれず、条例の制定、改廃や予算決定など、団体意思の決定

の場合のみを意味すると解釈されています。よって、会議規則では、意見書提出など機関意思の決定に関するものについては賛成者の要件はなく、1人でも提出することができるものであります。

なお、標準会議規則では、「その他のものについては○人以上の賛成者とともに連署して」という文言があり、機関意思の決定に関しても会議規則の改正により一定の賛成者を設けることは、各議会の判断で可能となります。

2は、議会運営申し合わせ事項の意見書、決議部分を抜粋しています。委員会での決定によるものは、委員会での請願・陳情審査を経て、採択されたことに伴い、委員長名等で意見書等の議案が提出されるもの、理事会で全会一致となったものについては、理事会での協議を経て、議運委員名で議案が提出されるものを想定しており、会議規則の規定や理事会に理事を出さない非交渉会派からの提出については、今まで議論されていません。

裏面の3には、非交渉会派から提出された事例を記載しています。これまでも何件か事例がありますが、各議案についてそれぞれの対応を行っています。

1番目の令和6年に提出された議案は、結果的に委員会に付託して審議した後に、本会議で可決、その下の令和3年、令和2年に提出された2件は、付託省略の上、本会議で否決されています。平成25年には、非交渉会派に所属していた提案者が理事会に出席して内容を説明し、協議の上、全会一致となった内容で、提案者及び議運委員の計13名で提出されました。平成19年の事例では、議運委員による提出のほか、議員1名で提出された議案も2件ありましたが、議運委員が提出したものが可決され、ほかの2件は、一事不再議の原則により、議決を要しないものと決定された例がございます。

4は、他区の状況を調査した結果を簡単にまとめたものでございます。議案の提出に関する会議規則の条文を確認したほか、意見書の提出について、会議規則以外の規定があるかどうか、非交渉会派が会議規則の要件を満たして意見書に関する議案を提出した場合の取扱い等について調査を行いました。機関意思の決定に関する議案の提出について、会議規則により複数の賛成者を規定している区は10区でございました。

各区からの回答は、A3の資料のとおりですが、意見書案の取扱いや手続は様々であり、申合せ等に基づき、幹事長会や議運等で内容を調整して、一定数の賛成見込みを得ることを要件としている等の例があります。

以上の状況を踏まえ、5として想定できる対応案を記載しているため、御協議いただく上で参考にしていただければと思います。A案は、会議規則を改定して、機関意思の決定についても一定の賛成者を設ける案、B案は、理事会での協議や委員会での審査を

経ない意見書、決議の議案は委員会付託を基本とする案、C案は、非交渉会派から提出される意見書、決議案について、平成25年の例のように、議案説明の機会や協議、調整の場を設ける案、D案は、新たなルールはつくらず、その都度、案件ごとに協議して取り扱っていく案です。

説明は以上でございます。

脇坂理事 現行の規定や他区の状況については、ただいま事務局から説明があったとおりです。

次に、会派から出た意見について、それぞれ報告をお願いし、協議を進める中で、事務局に聞きたいことがあれば聞いていただけたらというふうに思います。

矢口理事 いろいろと御調査いただきましてありがとうございました。会派のほうでもみまして、議会運営申し合わせ事項については、今までどおりこれを守っていく、これを各交渉会派の皆様と共に、杉並区議会の先達の人たちが作り上げてきたものであるわけですから、これを改めて遵守していきましょうというところを会派等の意見として一致をしました。ただ、やっぱりこれが今後も守られないということであるならば、ちょっとそこは対応が検討になってくると思いますが、まずはこの交渉会派のメンバーである各会派の皆様と共に、この先達がつくり上げてきた申し合わせ事項を守っていきましょうというところが会派の意見です。

以上です。

山田理事 私たちの会派も、申し合わせには基本的にのっとった議会運営が望ましいのではないかとということと、あと検討事項として、5番の対応案、A、B、C、Dというふうにあるんですけれども、ここでいうと、B、C、Dあたりで意見が分かれているところでして、新たなルールはつくらずにということなんなんですけれども、こういった事態が発生することについては、何らかの審査を経るという流れがいいだろうということとでB案ということなんなんですけれども、積極的なB案ではないというところで、ちょっとなかなか難しい対応になっているところです。

ひわき理事 私たちの会派でも、いろいろ議論をしたんですが、ほかの会派の皆さんと同様に、これまでの申し合わせ事項を変えるというよりは、今までどおりのルールを前提にしてやっていくということがまず基本にあるかなというふうに思います。ただ一方で、やはり議会に提出される前に、一定議論というか、もまれる必要があるよねという認識は全員持ったところですので、今事務局のほうで出していた幾つかの案、ちょっとどれがという感じではないのですが、一定必要なのかなというふうに話し合ったところです。

川原口理事 これまで諸先輩方が議論を積み重ねてつくってきたこの議会運営申し合わせ

事項については、やはり遵守していくべきだし、軽々に変えるべきではないというふうに考えております。これは言ってみれば会議規則で補い切れないものを明文化したものであるということで、本当にデリケートなものでもあるというふうに思っています。なので、このデリケートでうまくバランスが取れたものを崩すようなことになりかねないようなことはするべきではないという考えでございます。

安斉理事 うちの会派は、やはり申し合わせ事項にのっとって、変えるべきものではないという判断でした。

ちょっと事務局のほうに確認したいんですけども、今回、委員会は通っていませんでしたよね。委員会は通ったんだっけ、どうだったんだっけ。

川原口理事 委員会は否決。

安斉理事 否決だよね。俺委員長なのに、忘れちゃって申し訳ない。否決で、本会議は逆転ということになって、これは何対何なんですか。47のうちの何対何か数字は分かりますか。ちょっと教えてもらえますか。

脇坂理事 一応議事録にも残る会議なので、もう一度議案名から正確にお伝えをいただきたいと思います。

議事係長 意見書の議案名ですか。

脇坂理事 何号という形でも結構ですが。

議事係長 何号かちょっと控えていなかったんですが、件名を申し上げます。国際社会と将来世代に1.5℃目標の責任を果たす第7次エネルギー基本計画改定を求める意見書についてですけども、本会議では最終的に、賛成と反対が1人差がございまして、そうすると、24が賛成で、23が反対という形で可決されております。

以上です。

安斉理事 ちょっといろいろ各会派の考え方を聞いて、基本的には申し合わせ事項を変える必要はないというような意向を皆さんどの会派も、松本さんのところはまだ発言なさっていないですけども、示されているんですけども、今回イレギュラーで回ってきたような形になっていて、私の感想から言うと、1人差というか、1票差になっちゃっていて、それが本当に杉並区議会の機関としての意思というもののかなと、これは個人的な感想ですけども、持っています。やっぱり決議なり意見書というのは、これは相手先はたしか国だと思いましたが、やっぱり杉並区議会としての意思を示すものですから、100%とは言わなくても99%、ほぼほぼ100に近い方が賛同できるものじゃないといけないというふうに思っています。多分今の議論を聞いていると、この議運の中で諮られるものはいいいんでしょうけれども、今回私は当該の委員長だったのであれな

んですけれども、もし議提で出されちゃった場合には、それを遮るものが今ないですね。これは権利として、前回のときに私は発言したんですけれども、委員長として、やっぱり議員提出議案なので、一旦は審査をして継続になりましたけれども、そのまま次の定例会もスキップするわけにいかないの、委員会審査をさせていただいたという経過がありますので、そういうことを踏まえると、そこをどういうふうに対応していくかということが問われるのかなというふうに思います。

議事録の残る会議なので、あれですけれども、はっきり言うと、やっぱり交渉会派についている会派は、全会一致しないのであれば、やはり本会議でもきちっと反対をしていただいて、そういったものは駄目なんだというようなところまではっきり意思表示をしていかないと、この問題は無理なのかなというふうに思っています。どこがとは言いませんが、今回出された議案について、この交渉会派の中でも賛否が割れているわけですし、その辺をやっぱりきちっと歯止めをかけるのであれば、交渉会派の中で、そういうものについては駄目なんだということで、きちっとジャッジをするような形をしていかないと、なかなか難しいのかなというふうな思いがございます。だから、ある意味では、皆さん、誓約をしていただくしかないのかなという話になってくるのかなと思います。もう率直な意見です。包み隠さず、そういうふうに思っています。

以上です。

松本（み）理事 意見書の提出手続について、まず、先人たちが積み重ねてきた中における意見書の乱発を適切に抑止をしていくという発想自体は重要なものであるということに関しては、皆共通の見解を持っていたところです。そういった中であって、杉並区議会として行ってきた運用というものが、他区との平仄を見たときに、意見書を提出すること自体が非常に難しいものになっているのであれば、そこは見直すということも視野に入れたほうがいいんじゃないかというような議論は少し出たんですけれども、いずれにせよ、他区の状況というものを正確に把握した上で意見をまとめていきたいねというところで議論が終わっているというのが率直な状況であります。

脇坂理事 それでは、今、全会派から御意見をいただきましたので、こうしたことを踏まえて協議を進めていきたいと思います。

山田理事 先ほどの安斉理事の話ももっともだとは思いますが、そもそも今回のケースというのは、今までの杉並区議会では意見書を出すときに2パターンあると思っていて、理事会から全会一致で出す、これは多数派を形成して出すようなものだと思うんですけれども、請願、陳情で出される場合は、結構賛否が拮抗しても、杉並区議会としての意思表示をするというケースもあると思うんです。過去も何度か、消費税絡みのも

のとか、私たちはオリンピックのことでは反対をしたんですけれども、通ったみたいな、そういうことも結構あるので、それについては委員会を通すというプロセスがあるのかどうかというのが、私たちにとっては手続の一つだとは思っているんです。

今回、意見書が理事会に出された場合は、我々はこうやって意見交換してもむ機会はある。請願、陳情の場合も委員会で審査をする場がある。ただし、議提で出された場合はもむ機会がないというところは、やはり大きな課題ではないかというのが私たちの会派の問題意識ではあるんです。というところだけ1つ伝えておきたいと思います。

安斉理事 当該委員長だったので、あれなんですけれども、これは議提ですから、やっぱり事務局にも確認をしましたけれども、あくまでも速やかに審査をする、それと同時に、今回の議案の件については、一旦継続になったということで、ちょっと私自身も悩んだ部分がありました。というのは、ある委員の方からかなり専門的な話があるので、これはやっぱりよくよく吟味をしなきゃいけないというか、知見をそれぞれの委員が高めないと、軽々にこれがいいとか悪いとか判断できないだろうと、私もそれは内容を含めて、そう思いましたし、私自身もあの意見書について、専門的な用語もかなり多かったので、全てを把握していませんし、むしろ把握し切れていないというようなものが多かったです。ただ、3定から4定の間は、皆さん御承知のとおりすごい短い期間なんですよ。その中で議論が深まったのかという話になると、多分これは一人一人にお聞きをしていませんけれども、私自身はそんなに深まっていないんじゃないかなと思いました。

ただ、委員長として、そうはいっても、議提なので、そのままスキップするわけにもいかないだろうという判断で審査をさせていただいたんですけれども、ちょっとずれちゃうかもしれないんですけれども、仮にこれは議提であっても、もともと3定のときに継続審査と、そういう理由でついたのであれば、それを延ばすということもできたんですか。どうなんですか。そういう判断も含めてお聞きしたいんですけれども、一般論で結構ですよ。

議事係長 議案の継続審査、請願、陳情も同様ですけれども、会議規則上は、委員会で継続の議決をして、本会議で改めて議決をすれば、請願、陳情と同じようにずっと継続することは規定上は可能です。ただ、それをよしとするかどうかというのは、それぞれ御判断があるかと思います。

以上です。

安斉理事 今回の議提の内容は、国に意見書を出してくる、エネルギー基本計画の関係ですかね。これも国のほうで差し迫った内容で、時期を逸すると意味がなくなるということで、ある意味、委員長の恣意的な判断によって提出者の意見も無視されてしまうとい

うような非常に悩ましい内容だったんです。ですから、もともと継続審査を唱えていた
だいた方の話からすると、もっと知見を深めてとなると、時間もない。だけれども、提
出者の気持ちを考えると、やらざるを得ないというような話だったと思います。だから、
その辺の話も、私個人の話かもしれないけれども、委員長としては難しさがあって、審
査せざるを得なかったという話があったのをまず1つは皆さんにお伝えしたいというこ
ろです。

それと、議提で出てきたときに、今後、どうするかという、そこを、正直な話、法律
とか、そういう権利に基づいちゃうと、多分それは制限できないですね。ただ、もと
もとこの話、多分脇坂理事が言って、内容じゃないんだと、申し合わせ事項の話なんだ
というところだから、その辺を含めて、委員会なり、本会議に回ってきたときに、採決
をきちっとみんなが歩調を合わせてやるという、これに尽きるのかなというふうに私は
思います。だから、そういう意味では、理事会を開いて、この案件について賛成してい
くのか、それとも反対していくのかという議論を理事会でして、決めて、交渉会派とし
て結論を出していくというやり方しか私はないのかなというふうに思います。というの
は、委員会なり本会議の審査を拒むということはできない案件だと思っているので、そ
ういうことをしないと、この案件の対策というのはできないのかなというふうに私は感
じていますけれども、ほかの理事さんはどう思うのかなと、聞きたいです。

ひわき理事 安斉理事が委員長をされて、いろいろお悩みの中で、前回、こういう形で議
提の議案を議論したと、結果を採決したという流れだったということで、いろいろ本当
に御苦労いただいたんだと、率直にありがたいなというふうに思っていますが、その
中身の難しさというのもあって、1度継続審議になっているところではあるんですが、
結果的に私たちの会派としては、委員会で中身についてしっかり議論をしたということ
自体は、プロセスとして1つの先例にできるんじゃないかなというふうな受け止めをし
ております。そうした中で、その都度、その都度、こうしたことは今までなかったケー
スとして扱ったわけで、次に出てきたときにどうするんだというふうに考える必要があ
るなとは確かに思うんですが、ただ、中身もいろいろ繊細な、センシティブな取扱いが
必要なものも出てくると思うので、都度考えながら、あるいは委員会で今回議論したと
いうことも先例の中に踏まえながら、その都度、その都度対応していくということしか
ないのかなというふうにちょっと思ったりしているところです。

川原口理事 今回の件は、私も当該委員会の委員として、継続も提案したりとかさせても
らった張本人なんですけれども、本当に難しいなと思ったのは、さっき安斉理事もおっ
しゃっていましたけれども、議員提出議案として上がってきたものは、やっぱり議論せ

ざるを得ないというか、そこでしっかりと審査しなければならない、それを拒むことができないというところだと思っています。なので、今回1回継続にして、でも、時間がないからということで、次の定例会で再度審査をしたという経緯が、先ほど安斉理事から説明があったとおりなんですけれども、こういう結果になって、私としては正直本当に残念でした。これを杉並区議会の総意としての意見書として国に提出することが本当に正しいのかということをおもいました。そうはいつでも、それを遮ることも、遮る方法もなかった。それを何とかする方法が特になかったということも事実なのかなというふうに思っています。

今後こういうことが起こったときに、どうしていくのかというところなのかなと思っているんですけれども、今回やっぱり理事会の中でもむ機会がなかったなと思っています。なので、今後は、こういう議員提出議案なりが上がってきたときに、1回理事会でもむ機会を設けることはできないのかなと思っているんですけれども、そこはどうなんでしょうか。

議事係長 議案自体が議員提出議案という形で議長宛てに、要件が整った形で出されたとき、規定上、細かい規定までは明記はされていないので、少なくとも定例会あるいは臨時会の中で議題にして、委員会付託をするのか、それとも付託省略で即決するのか、あるいは継続にするのか、何らかの判断をしなければならない状況に、その提案権は、提案といえますか、議事の整理は議長の権限になるわけなんですけれども、そこで、その前段で理事会などでもむといったときに、例えば本会議での上程を止めるといえますか、保留というようなことまで議事運営上できるのかどうなのか、そこで意見交換をする部分はできるかなとは思っているんですけれども、その定例会のスケジュールの中で何らか、少なくとも議題となる部分を止めるというようなもみ方は難しいのかなとちょっと思っております。

以上です。

川原口理事 それは要するに法的にちょっと難しいのかなということですかね。

議事係長 一応会議規則の中で、議長が議事日程をあらかじめ議員に周知し、その本会議で議題とするというのがありますので、その本会議の議題にするしないの判断が必要になってくるところなんですけど、出てきたものをそのまま置いておくといえますか、そういった形になると、議長の職責が問われるようなことにもなるのかなと思っています。規定上、厳格にはどこの部分を規定されているのか、今ちょっとこの場ではお答えができないんですけれども、全体的な考え方からすると、そういうことかなと思っています。ちょっと分かりにくい説明で申し訳ありませんが、以上です。

川原口理事 要するに出てきたものを差し止めるというか、あるいは保留するということまでは無理かもしれないけれども、そのことについてここで意見交換をするということ自体はオーケーという理解でいいですかね。

議事係長 それは事前に議会運営委員会のまた下打合せの理事会の機能としては、当然協議をしていただくことは可能と考えます。

川原口理事 だから、今後もし今回のようなことが出てきたときには、1回この場でもむということはやったほうがいいのかなと思っています。

山田理事 平成25年の市橋さんが出したときというのはどんなプロセスだったのかな、ちょっと詳しく教えていただければ。

議事係長 この25年のときの事例としては、会議録を見る限り、その当時の生活者ネットの市橋議員のほうから理事会に提案があって、趣旨としては、理事の皆さん、要するに交渉会派の幹事長さん方にも賛同を得て意見書を出したいということで、提案の説明をされて、その後、持ち帰りになって、1回で決まらなかったんですけれども、少しは修正部分もあったかなとは思われるんですが、2回目、3回目、理事会を何回か重ねて、そこで理事会の会派の方も、これでしたら乗れるということになって、13名という形ですけれども、交渉会派以外の方が提案者として加わって提出したという、ちょっと雑駁ですが、そんな状況だったかなと思います。

以上です。

山田理事 多分そのようなプロセスをかなり積み上げていくことによって、理事会でも合意事項として、そういうふうに出された場合は、限りなく全会一致に近いようなものになっていくと思うんですよね。今回、恐らくそういう手続がない状態で、突然こういう理事会が直面をするということになったので、どう対応するのかということではいろんな考えを出し合って、どうする、どうするという話になったので、できることなら、やはり平成25年のようなケースというのは、理事会としてはやっていただきたいというのが共通する思いなのかなと思うんです。それ以外のプロセスで来た場合は、ちょっとイレギュラー過ぎてどう対応するかその場で考えるというふうにせざるを得ないのかなというふうに感じるところです。だから、川原口さんが言っている理事会でもむというのは、そういう点では非常に大事なプロセスなのかなというふうに思っています。

脇坂理事 平成25年のこの件は、たしか私も理事会か議運のメンバーだったような気がしています。会派で持ち帰って、赤を入れて、お互いに納得できる形で出したという意味では、非常にいいプロセスを経た意見書の提出の仕方でしたし、こういった議運のメンバーと少数会派の人が一緒になって共同に提出をするということは、意義のあることだ

ろうというふうに感じています。先ほど安斉理事からも話がありましたけれども、今回の件で私が問題提起をしたのは、議提として出す分の、そのことの否定はしないですけれども、そもそも意見書のルートというのは2つしかない中で、そういった中では、理事会をしっかりと経てくださいねと、そのルートを使うときには全会一致が必須ですよという話です。そうしたときに、申し合わせが、もうかなわないような別のルートで来るようであれば、申し合わせ自体そもそもが不要ではないかという問題提起を昨年末に申し上げたところですけども、今日の各理事の話を聞いていますと、申し合わせ事項は必要なんだというような一定程度の結論を見たのかなというふうに感じています。

そうであるならばという話になりますけれども、やはり私たちが、今の段階で全会一致を見なければ意見書を出せない、交渉会派としてはそういったテーブルに着いて今理事会をやっているということであれば、たとえやり方が変わったとしても、つまるところは同じことになっていきます。そういった意味においては、先ほど安斉理事の話をもう一度繰り返しますけれども、中身ではなくて、そもそもそういった部分で、腹を据えた、肝の据わった対応をしっかりとやっていくということを確認し合うということが大切なんだろうというふうに思っていますけれども、今話を聞いてみると、何人かの理事の方からは、委員会の議論を経ているから、それで構わないんだというようなところになっています。ここのところをしっかりとどういうふうに合意を取っていくのかということが、私自身は今回のこの議論の中の一番の肝だというふうに感じていますので、その点を改めて皆さんも再度御認識をいただきたいと思います。

安斉理事 脇坂理事から話があって、ごもつとも私は思っているんですけども、もし今回もわけの分からないような形でうやむやで終わってしまうと、脇坂理事が懸念していた、交渉会派の全会一致がないと出せないんだという話はもう要らないと思います。だから、それを守るのか守らないのか理事会として決めればいい話であって、内容によって判断していくなんていう話になると、じゃ、何がよくて何が駄目なんだという話がなくなっちゃいますので、理事会として全会一致しないものは、過去から駄目だということであるわけですから、それを皆さん遵守したいというような御発言なので、最後はそこに尽きるのかなと。だから、どういうルートを経ても、採決のときには、この理事会の参加している交渉会派が1つでも駄目と言え、それは基本的に、内容いかん問わず、委員会とは別としても、最後、本会議場では必ず反対してもらい、賛成してもらい、合意形成ができたほうに転がっていくというような話になるのかなというふうに私は思います。そこをやらないと、脇坂理事が昨年末におっしゃった話は何の進展もなく、単なる時間の無駄で終わってしまうので、そこをやっぱり脇坂理事が言ったよ

うに腹を据えてというか、私がさっき言った、皆さん誓約してもらうしかないのかなというふうに思います。

だから、どうしたいのか、私はそういう形でいこうという話がない限りは、この話は決着しないのかなと。みんなが握れないんだったら、もう全会一致というのも廃止して、好きにやればいいたろうというように私は思います。多分脇坂理事はそこを言っているのかなと思うので、それができるのかできないのか、1会派でも、いや、それはちょっと無理なんだと、今後は案件によってやっていくんだという話になれば、この話は堂々巡りになるので、もうやめてしまったほうがいいと思います。

以上です。

山田理事 堂々巡りになりそうなんですけれども、だったら、委員会なんかにかけないほうがいいと思うんですよ。どんなものでも全部本会議一発でいきなり、通っていないから駄目というふうに、今回だってやるべきだったと思うんです。だけれども、やはりそうやって出されている以上、ちゃんと審査にのせるという形で、委員会にのっている以上、私たちの会派としては、そのプロセスを1つ乗り越えたというふうには判断せざるを得ないし、それは請願、陳情の場合もそういうふうに行っているケースがありますので、申し合わせにはそれは載っていなかったとしても、その1つのプロセス、ハードルを越えたという点で、同じような扱いをするしかないというのが私たちの考えです。

ただ、確かに申し合わせに載っていないということで、そういうものが突然出された場合にどう対応するか。平成25年の市橋さんが出されたものというのは、最初のプロセスをしっかり踏んだ上で、かなり合意形成が図れるような形で出されたと思うんですけれども、そういったものがないというものが出されたときに、どう対処するのかということ考えたほうがいいのかなと。もし理事会としての合意事項を大事にするんだったら、そもそも委員会にはかけずに、本会議でそのまま、これは委員会としての合意を得ていない、理事会としての合意を得ていないという形で、そういった判断を下すしかなかったのかなと、それをすべきだったんじゃないかなというふうには思うんですけれども、私たちはその判断が正しいとは思わないですけれども。というのが、今の私の皆さんの思いを聞いて感じているところです。

あと、今回の件というのは本当にイレギュラーなことだと思うんです。本来であれば、ちゃんと理事会に話を通して、市橋さんがやったときのよう形で持ち上げてくれば、基本的な合意事項を得られる可能性もあったと思うものなので、そういったプロセスを経るようにしてほしいというのは、少数会派に対しては、ちゃんとこちらからの理事会の意思を伝える必要もあるのかなというふうにも思うのが1点。

あと、もしそういった少数会派からの意見書について出したいということが理事会に来たときに、必ずしも理事会で合意できないこともあり得ると思うんです。理事会全体が、それは乗れないというところになった場合にどうするのかという問題も恐らく発生すると思いますので、少数会派からの意見書の取扱いというのをどういうふうに考えていくのかということは、また少し別問題として考えていかなきゃいけないのかなというふうには思っています。

以上です。

脇坂理事 確かに今の最後の山田理事の発言の中の少数会派に対してのお願いをするということは、理事会の総意としてやるということは1つ可能なことではあるというふうには考えますけれども、ただ、それがどこまで結局効果があるかどうかというところまでは何とも言えない部分ではありますけれども。

安斉理事 いろいろ話が出ているんですけども、今回こういう形で非常にイレギュラーな形で結論を迎えて、そういうこともあったので、今理事会で議論しているんですけども、多分こういうやり方をすると、出せるし、通るんだという話の一つのモデルケースというか、前例ができたわけですね。そうすると、お願いは、今、脇坂理事も言っていましたし、山田理事も言っていたので、できるんですけども、お願いなので、必ずしも従ってくれない人もいるのかなと。そうすると、通常の手続からいくと、議提を出して、委員会を経て、議論して、本会議でとなって、個別によって判断しようとなって、今回みたいな1票差とか、または中身によっては満場一致でというものもあるんだろうけれども、そういうことは僕は続いちゃうのかなと思いますよね、今回の話を決着を何かつけないと。

だから、そういう意味では、ちょっと言葉が適切かどうか分からないけれども、やっぱり交渉会派の人も僕は腹をくくったほうがいいのかなというふうに思いますね。多分そのイデオロギー的なものも出てくれば、それは自分の都合のいいものがあったりとか、また都合の悪いものがあったりとか、その時々状況に応じてにもなるでしょうし、議会というものはずっと残っていくわけで、ある意味、議会の構成の話というのも4年に1回変わるわけなので、そうすると、その時々判断でというのも、僕はあまりよくないなというふうに思うのです。やっぱり一番いいのは、先ほどもお話ししましたけれども、議会の大多数の方が賛同できるものを、決議とか意見書とか、そういうものを国や東京都に、上位機関に上げていくというのがやっぱり望ましいのかなと思うので、今日は結論は出ないにしても、これは解決したほうがいいんじゃないかなと僕は思いますよ。

だから、様々今日聞いていて、僕が言っていることが全てじゃないにしても、もうち

よっとこれは議論して、結論を導き出さなきゃいけないのかなと。だから、そこに抜け道っていけないんですけれども、しっかりと交渉会派でここまで詰めて、昨年末、脇坂理事から提案があったことについては、こういう決着をしようというところでやる必要があると思うので、そこまで詰める必要はあるのかなと思います。これは、このメンツで話しても、今日多分結論は出ないですよ。多分それぞれの会派の構成メンバーを抱えながらここに皆さん出てきて議論をなさっているわけなので、今日のあったことを取りあえず持ち帰って、もう一度各会派の中でこんな議論もあったよということで議論を深めてもらって、また持ち寄ってもらって、引き続き議論していく必要がある。ただ、うやむやな結論というのはよくないと思うので、それだけは避けて、抜け道というか、そういうようなことがないようにできればいいなというふうに思います。

そういう意味では、まとめ役の委員長、一旦この議論はここで、ほかになれば、持ち帰ってもらって、また再度という話しかないのかなと思います。

脇坂理事 ほかに御意見がなければ、今、安斉理事がまとめていただきましたので、この後まだもう1件議題もありますので、今日のところはここら辺にしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

《申し送り事項について》

脇坂理事 では、次に参ります。申し送り事項についてです。この件は12月9日の1回目の理事会で御議論いただき、既に検討が進んでいるものを除いた課題をどのように検討するか、検討の場やスケジュールについて御意見がありました。改めて整理をした上で協議を進めたいと思いますので、まずは事務局から説明をお願いします。

事務局次長 資料6を御覧ください。既に検討が進んでいるものを除いた課題3点について、改めて整理した資料でございます。一番左に課題となる事項を記載しています。その右の想定される検討資料及び想定される論点・まとめ方には、具体的な議論をイメージしていただいたほうが御協議いただきやすいかと思い、メモ程度ではございますが、記載させていただいています。その右の検討の場（案）の欄は、前回、理事会ではなく、特別委員会で検討したほうがよいのではないかという御意見があったため、A案、B案として記載するとともに、課題なども記載してございます。一番右は検討スケジュールでございます。

それでは、項目ごとに簡単に御説明をさせていただきます。一番上、議員定数の見直しについては、議会基本条例の議員定数に関する条文や解説文に関わる検討経過、定数、

改正条例の本会議での討議では多様な意見があり、一致は見られていないところがございます。検討の場について、A案は、先日御提案があったDX・議会改革に関する特別委員会で検討する案、B案は、議題の性質上、議員間討議が主であることから、理事会、または新たな検討の場を設置するなど、協議調整の場で検討することとし、来年度特別委員会を見直す機会に改めて協議する案でございます。

なお、以前、議会改革特別委員会で議会基本条例について検討した際は、非公開の部会で検討した経緯があり、A案となる場合には、公開の委員会の場で検討するのもも含めて御協議願います。

2番目、含意が満たされた請願、陳情の取扱いについては、申し合わせや会議規則の改正にも関連するため、最終的には議会運営委員会で協議が必要となると考えています。A案は、細かい議事運営に関する事項であるため、非交渉会派の意見も聞きつつ、理事会で協議を進め、最終的に議運で了承を得る案、B案は、DX・議会改革に関する特別委員会で検討する案で、議員定数のA案と同様、公開の扱いも含めて御協議をお願いします。

3番目、本会議場での質疑時間や、年間持ち時間制限の導入についても、議会運営の在り方に関わる内容であり、申し合わせ等の見直しに関連するものと考えています。これらもA案は、非交渉会派の意見も聞きつつ、理事会で協議を進め、最終的に議運で了承を得る案、B案は、DX・議会改革に関する特別委員会で検討する案で、議員定数のA案と同様、公開の扱いも含めて御協議願います。

なお、2点目の請願、陳情の取扱いと3点目の本会議での質問時間については、前期の申し送り事項の協議の際、それぞれ単独の課題として提案させていただきましたが、取りまとめの都合で議会基本条例の検証の小項目とされた経緯があることを補足させていただきます。

説明は以上でございます。

脇坂理事 ただいまの説明について、何かございますか。まだ1度見た段階で、なかなかすぐに意見を言うのも難しい状況かもしれませんが、1点、私から申し上げますと、検討の場を決定するまでの議論は理事会で構わないというふうに考えておりますけれども、検討する場を理事会や議運にするというのは、今の私の立場からすると、御勘弁いただきたいと思います。理由は、お分かりのとおり、今日も既に1時間以上も理事会をやっているような状況で、日頃の議会運営の課題に私たちが今向き合っているような状況でして、可能な限り議運の場からは外して、例えばそういった意味での特別委員会があるのではないかとすとか、また別途、例えば議長の諮問機関としての会議

体を設けるということも、対応としては可能だと思いますので、そういったことを今の立場からお願いを申し上げたいと思います。

安斉理事 説明のときに、公開、非公開という話が出ましたが、今の区政は情報公開ナンバーワンを目指していますよね。議会もそれに負けないように情報公開ナンバーワンをしないといけないと思いますので、この間も個人情報の話で、14日以内だったかな、30日を14日という話で、僕はあのときに、別に区長部局に合わせる必要はないんじゃないのと話したけれども、やっぱり整合性を取りたいなんていう話もあったので、あくまでもこれは公の機関ですから、非公開というものはよくないですよ。やっぱり何でそうなったんだというのを知る権利が当然区民にあるわけだよね。非公開の会議というものは原則私はやっぱりやめたほうがいいと思いますよ。それぞれ発言する方も、それぞれの責任において、ある意味プロなわけですから、区民に選ばれた、報酬も出ているわけなので、ちゃんと責任を持って発言するのであれば、非公開じゃなくて、公開の場で責任を持って自分の考えを伝えて、議論をしていくというのは大前提だと思いますので、非公開というのは私はやめていただきたいのかなというふうに思うんです。でないと区民に説明が付きませんので、逆に非公開を唱えるのであれば、そんな会議はやめたほうがいいと思いますので、公開でやっていただきたいと、それは意見として述べておきたいと思います。

以上です。

脇坂理事 ほかにございますか。——では、今、安斉理事と私もそれぞれ発言をいたしましたけれども、こういったことも含めて会派のほうで持ち帰っていただいて、また次回以降の理事会の場で協議を進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

脇坂理事 なければ、議会運営委員会理事会を閉会します。

(午前10時56分 閉会)